

栃木市国民健康保険運営協議会資料

日 時：平成30年7月2日（月）

午後1時～

場 所：栃木市役所 3階 302会議室

栃木市生活環境部保険医療課

平成30年度第2回栃木市国民健康保険運営協議会次第

日時：平成30年7月2日(月)午後1時～

場所：栃木市役所 3階 302会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委嘱状交付

4 委員紹介

5 臨時議長選出

6 会議録署名者指名

7 議 事

(1) 会長及び職務代理者の選挙について 資料1

(2) 平成30年度事業計画（案）について 資料2

(3) 国民健康保険税率の見直し及び課税限度額の引き上げについて 資料3

(4) その他

8 閉 会

(1) 会長及び職務代理者の選挙について

栃木市国民健康保険運営協議会委員の改選に伴い、新たに会長及び職務代理者を選出する。

任期は、平成30年7月1日から平成33年6月30日までとする。

会 長	
職務代理者	

【参考】

国民健康保険法施行令（抜粋）

（会長）

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故あるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

栃木市国民健康保険規則（抜粋）

（選挙）

第4条 協議会の会長及び会長の職務を代行する委員の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得たものを当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり、投票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中異議がないときは、第1項の選挙に代えて、指名推薦の方法を用いることができる。

4 会長がその職務を辞したとき、その他会長が欠けるに至ったときは、その欠けるに至った日から30日以内に会長の選挙を行わなければならない。

（任期）

第5条 会長及び会長の職務を代行する委員の任期は、委員の任期による。

第6条～第8条 略

（議長）

第9条 協議会の会議は、会長が議長となる。ただし、会長及び会長の職務を代行する委員がともにかけた場合の会議においては、年長の委員が臨時に議長となる。

平成30年度事業計画（案）

開催日	内 容
平成30年 5月25日	第1回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 会長及び職務代理者の選挙について (2) 市長の専決処分について (3) 平成29年度データヘルス事業の実績について (4) 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
7月2日	第2回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 会長及び職務代理者の選挙について (2) 平成30年度事業計画(案)について (3) 国民健康保険税率の見直し及び課税限度額の引き上げについて
8月下旬	第3回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 国民健康保険税率の見直し及び課税限度額の引き上げについて
10月17日	国保運営協議会委員研修会の開催（宇都宮市） （県国保連合会、県運営協議会長会主催）
10月下旬	第4回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 国民健康保険税率の見直し及び課税限度額の引き上げについて
平成31年 1月上旬	第5回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 国民健康保険税率の見直し及び課税限度額の引き上げについて →答申（1月中旬） (2) 平成32年度国保特別会計歳入歳出予算(案)について
2月上旬	優良保険者視察研修会の開催（県外日帰り）

※上記のほか、必要に応じて随時運営協議会を開催する場合があります。

国民健康保険税率及び課税限度額の引き上げについて

1 背景・目的・効果・特記事項

財政運営の都道府県単位化などを柱とする国保制度改革が平成30年4月1日施行された。平成30年度から県が市町とともに国保の運営を担うことになり、国保事業費納付金などによる財政運営が導入されることとなった。

県内では、制度改正に伴い、17市町が平成30年度の保険税率見直しを行ったところであるが、本市は、保険財政調整基金の残高が約2千2百万円と僅かであることから、現行税率を据え置き、基金を一定規模以上（約6億円）確保した段階で、改めて検討することとした。

平成29年度末の基金残高は約3億円であるが、平成29年度の決算剰余金等により、平成30年度中に一定規模の基金積立の目処がついたことから、平成31年度の国民健康保険税率の見直しについて、検討を行うもの。

また、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成30年3月31日に交付され、国民健康保険税の課税限度額が8.9万円から9.3万円に引き上げられたことから、本市の国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて、検討を行うもの。

2 概 要

- (1) 県が算定する標準保険料率を基本として、国民健康保険税率の見直しを行うこと。
- (2) 資産割を廃止し、課税方式を4方式から3方式に改めること。
- (3) 課税限度額を現行の8.9万円から地方税法施行令に定める9.3万円に改めること。

3 他市の状況

平成30年度に保険税率の見直しを行わなかった市町において、見直し検討が見込まれる。

4 財政的作用

国保財政の健全な運営を図ることができる。

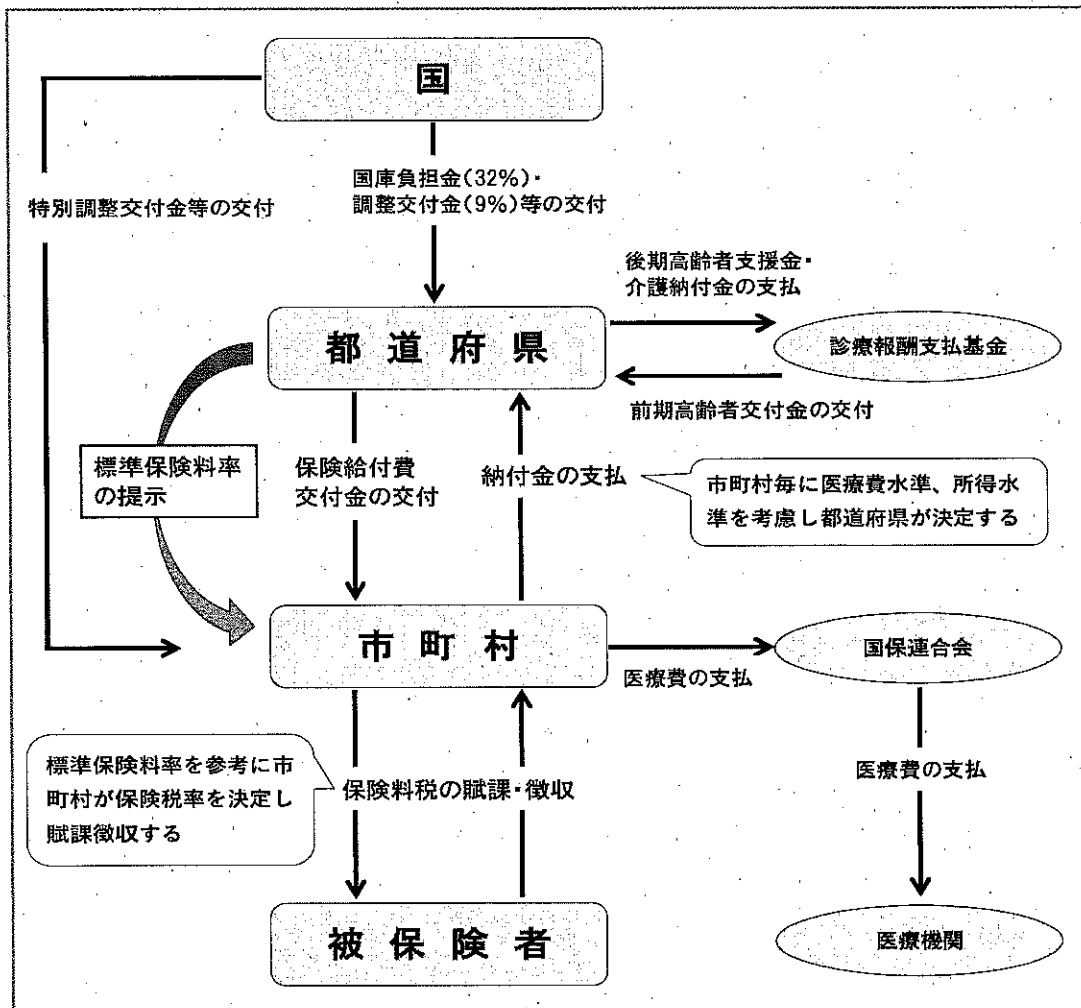
国民健康保険税率等の見直しについて

1 国保制度改革の概要

国民健康保険を将来にわたり安定的かつ持続的な制度とするための制度改革が行われ、平成30年度から毎年3,400億円の公費が投入され、財政基盤の強化が図られるとともに、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的な役割を担うことになった。

県は、保険給付費等の見込みを立て、医療費水準や所得水準に応じた各市町の納付金の額を決定し、市町はこれを納付するとともに、県は保険給付費の支払いに必要な額を全額市町に交付する。また、県は、納付金の支払いに必要な額を確保するための標準保険料率を市町に示し、市町はこれを参考に保険税率を決定する。

市町は、引き続き資格管理、保険税率の決定、賦課・徴収、保険給付、保健事業等の業務を行う。

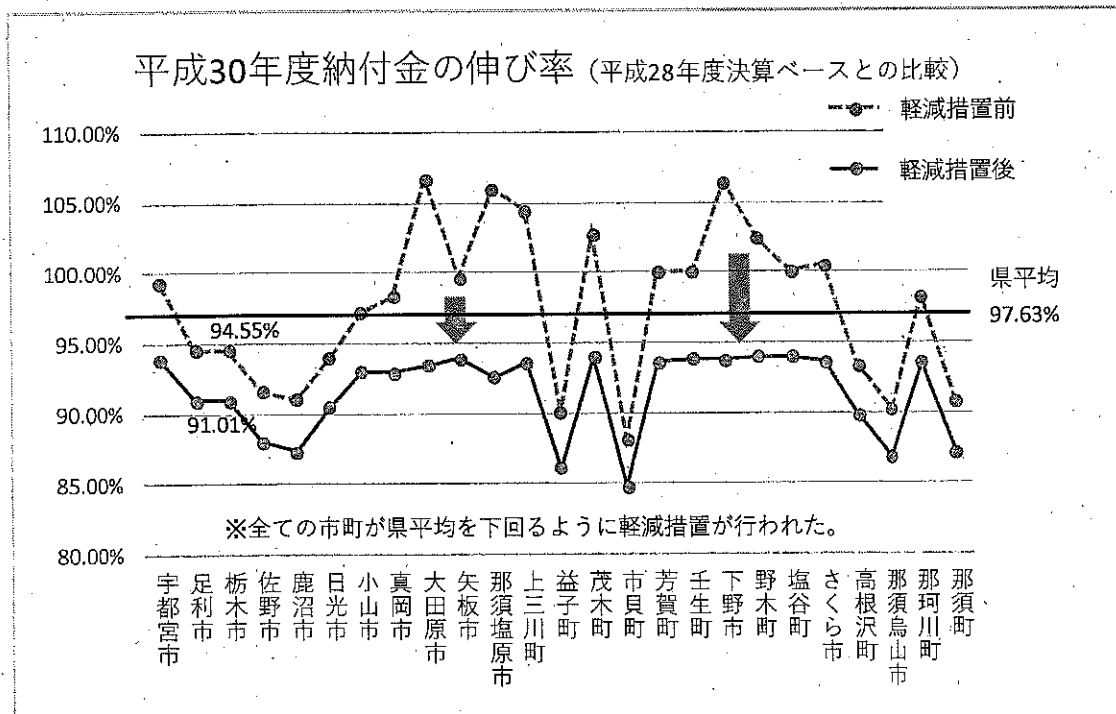


2 国保事業費納付金

国保事業費納付金は、保険給付費等の推計を基に、各市町の医療費水準や所得水準を考慮し、算定される。また、平成28年度決算ベースと比較した伸び率が県平均を上回った場合は、激変緩和措置として、公費（国及び県）により軽減措置されるとともに、残った公費は市町の納付金のシェアに応じて再配分される。

○国保事業費納付金（平成30年度）【参考】

	医療分	後期分	介護分	計
一般	3,280,460 千円	1,168,950 千円	385,589 千円	4,834,999 千円
退職	7,157 千円	2,661 千円		9,818 千円
計	3,287,617 千円	1,171,611 千円	385,589 千円	4,844,817 千円



3 標準保険料率

国保事業費納付金の支払いに必要な税額を確保するための標準保険料率を県が算定し、市町に提示する。市町は、標準保険料率を参考に保険税率を決定することとなる。ただし、各市町の実情に応じて、標準保険料率と異なる税率とすることも可能である。

(1) 標準保険料率《市町村算定方式》(平成30年度)【参考】

区分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	6.60%	3.71%	25,012 円	21,050 円
後期分	2.47%	1.13%	9,810 円	7,455 円
介護分	1.78%	0.93%	9,263 円	6,195 円
合 計	10.85%	5.77%	44,085 円	34,700 円

(2) 現行税率

区分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	8.20%	5.00%	30,000 円	26,000 円
後期分	3.00%	1.50%	11,500 円	9,000 円
介護分	2.60%	1.50%	12,000 円	9,000 円
合 計	13.80%	8.00%	53,500 円	44,000 円

(3) 比較 (2) - (1)

区分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	1.60%	1.29%	4,988 円	4,950 円
後期分	0.53%	0.37%	1,690 円	1,545 円
介護分	0.82%	0.57%	2,737 円	2,805 円
合 計	2.95%	2.23%	9,415 円	9,300 円

4 現行税率と標準保険料率の課税見込額及び収納見込額の比較

現行税率（平成30年度予算額）と標準保険料率（保険税率算定システムによる算出）の収納見込額を比較すると、現行税率の方が約6億円高くなっている。

また、一人あたりの課税見込額は、現行税率の方が約23,000円高くなっている。

○課税見込額及び収納見込額

（単位：千円）

	現行税率(予算額) (a)			標準保険料率 (b)			比較 (a)-(b)	
	課税見込額	収納率	収納見込額	課税見込額	収納率	収納見込額	課税見込額	収納見込額
医療分	3,104,313	88.35%	2,742,511	2,628,494	88.35%	2,322,274	475,819	420,237
後期分	1,131,937	88.35%	1,000,014	981,516	88.35%	867,169	150,421	132,845
介護分	406,825	88.36%	359,459	308,949	88.36%	272,987	97,876	86,472
計	4,643,075		4,101,984	3,918,959		3,462,430	724,116	639,554

○1人当たりの課税見込額及び収納見込額

（単位：円）

	現行税率(予算額) (a)		標準保険料率 (b)		比較 (a)-(b)	
	課税見込額	収納見込額	課税見込額	収納見込額	課税見込額	収納見込額
医療分	78,872	69,679	66,783	59,002	12,089	10,677
後期分	28,759	25,408	24,938	22,032	3,821	3,376
介護分	33,003	29,160	25,063	22,145	7,940	7,015
計	140,634	124,247	116,784	103,179	23,850	21,068

5 保険税率見直しの検討経緯

平成30年度の保険税率の見直しについて検討するため、平成29年6月、栃木市国民健康保険運営協議会に諮問した。

運営協議会において、納付金のシミュレーション結果等を踏まえ検討した結果、平成30年1月、次のとおり答申を得たことから、現行税率を据え置くこととなった。

(答申の主旨)

保険財政調整基金の残高が約2,250万円と僅かであり、保険財政を健全に維持するための財政調整機能を十分に果たすことができない状況にあるため、保険税率については、現行税率を据え置き、基金を一定規模以上(約6億円を目安とする。)確保した段階で、あらためて検討する。

6 保険税率見直しの考え方(案)

平成29年度末の基金残高は約3億円であるが、平成29年度の決算剰余金等により、平成30年度中に約9億円の基金積立が見込まれ、保険税率改定を目安となる約6億円の基金を確保するものと見込まれることから、平成31年度の保険税率等の見直しについて、検討を行う。

(1) 保険税率

県が算定する平成31年度の標準保険料率を基本とする。ただし、市で算定した結果、保険税収に過不足が生じた場合は、調整を行うものとする。

(2) 資産割の廃止(3方式の課税方式の導入)

資産割については、資産の保有と担税力が一致しない、市外の資産には課税されないなどの問題があり、段階的に引き下げを行ってきたことから、資産割を廃止し、4方式から3方式の課税方式(所得割、被保険者均等割、世帯別平等割)に改める。

(3) 課税限度額の引き上げ

本市の保険税の課税限度額は、現在89万円となっているが、高額所得者の負担能力に応じた課税を図るため、地方税法施行令で定める93万円に引き上げる。

	医療分	後期高齢者支援分	介護分	計
現 行	54万円	19万円	16万円	89万円
改正案	58万円	19万円	16万円	93万円

国民健康保険税率見直し検討スケジュール(案)

	平成30年度												平成31年度				備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
庁議等		5/28 ●庁議 (見直方針)							11/8 ●庁議 (改正案審議)	1/11 ●庁議 (条例案審議)							
議会関係		5/31 ●正副議長レクチャー (見直方針) 6/8 ●議員研究会 (見直方針)								●正副議長レクチャー (見直方針) ●議員研究会 (改正案の説明)	●定例市議会 (議案の審議)						
国保運営協議会		5/25 ●第1回 (税率の検討) 7/2 ●第2回 (税率の検討)			●第3回 (税率の検討)		●第4回 (税率の検討)			●第5回 (税率の検討) ●答申							
国保事業費納付金 及び標準保険料率									H31納付金等 (仮係数)提示	H31納付金等 (確定)提示							
その他		6/11 ●運営協議会へ諮問							12/3 ●例規審査委員会		●県に資料提出 ★条例施行						

新税率賦課

市民への周知(広報誌、ホームページ等)
(広報とちぎ 2回程度掲載)

1 国民健康保険加入者の状況

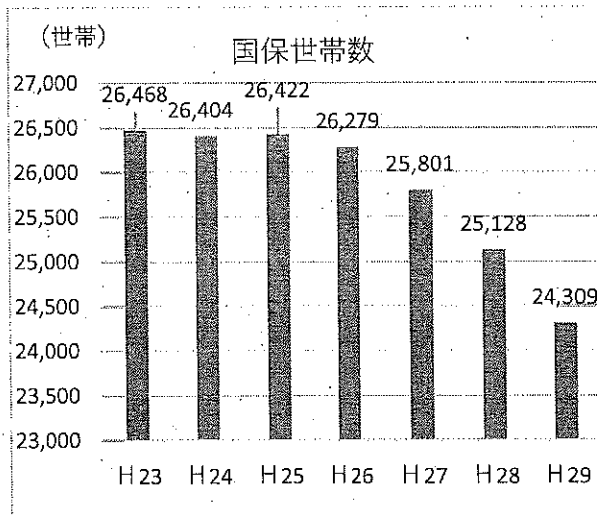
参考資料

(1) 世帯数 (単位：世帯)

年 度	世帯数	増減
平成25年度	26,422	18
平成26年度	26,279	△ 143
平成27年度	25,801	△ 478
平成28年度	25,128	△ 673
平成29年度	24,309	△ 819

※年度末の世帯数

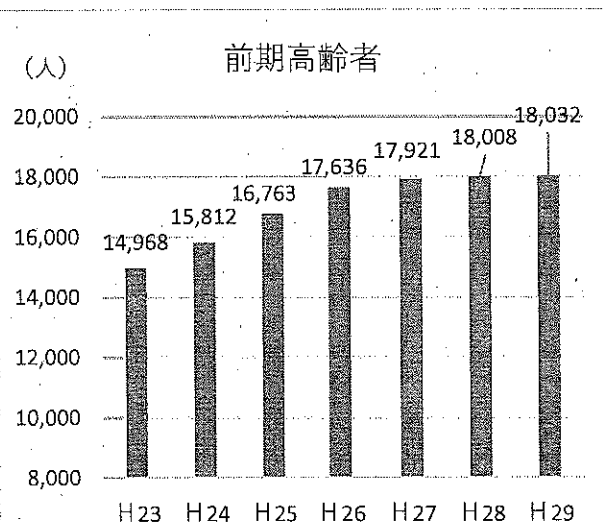
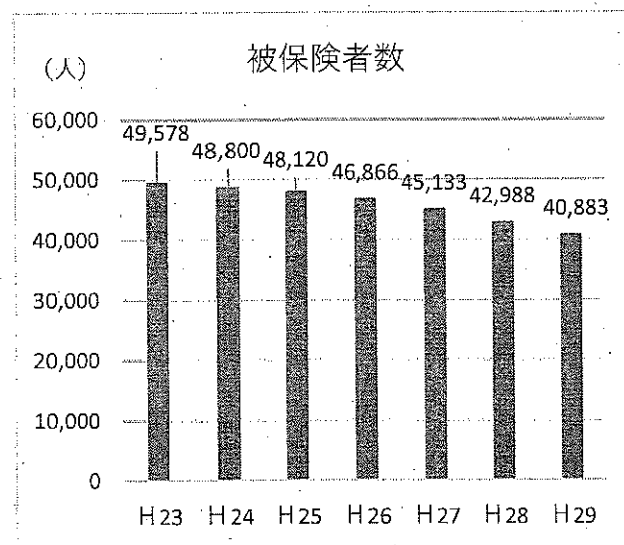
※旧岩舟町を含む。(以下同じ)



(2) 被保険者数 (単位：人)

	未就学児	一般	前期高齢者	計	増減
平成25年度	1,505	29,852	16,763	48,120	△ 680
平成26年度	1,390	27,840	17,636	46,866	△ 1,254
平成27年度	1,290	25,922	17,921	45,133	△ 1,733
平成28年度	1,188	23,792	18,008	42,988	△ 2,145
平成29年度	1,089	21,762	18,032	40,883	△ 2,105

※年度末の被保険者数



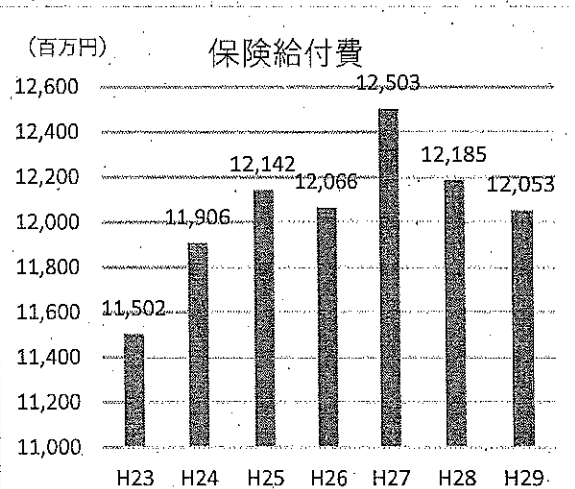
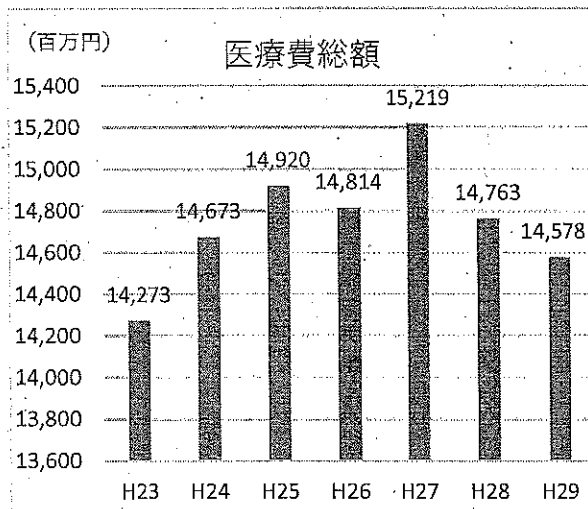
※前期高齢者とは65歳~74歳の被保険者

2 国民健康保険の医療費

(1) 医療費総額及び保険給付費

(単位：千円)

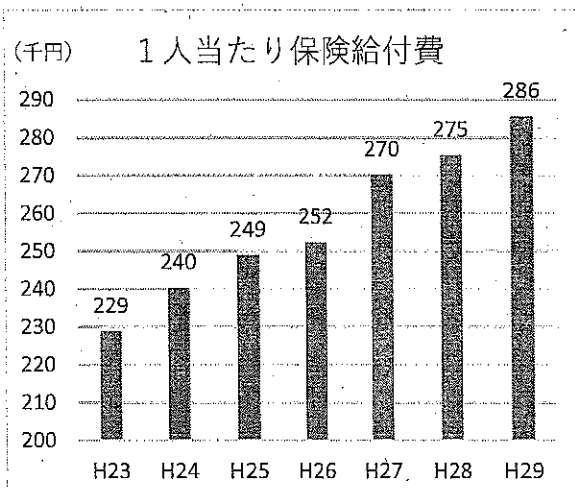
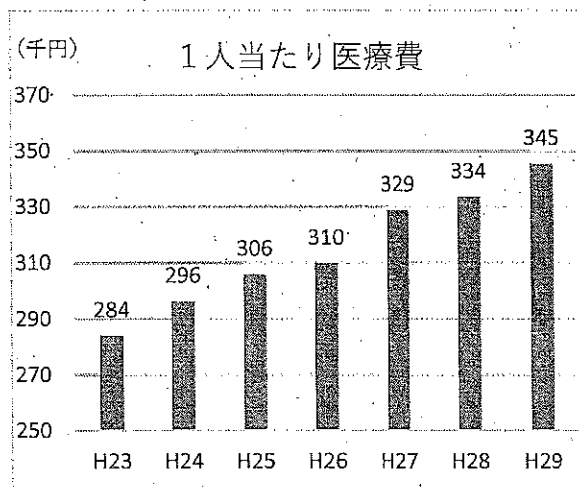
年 度	医療費総額		保険給付費	
		対前年度比		対前年度比
平成25年度	14,919,633	101.68	12,142,448	101.99
平成26年度	14,814,035	99.29	12,065,511	99.37
平成27年度	15,219,348	102.74	12,503,083	103.63
平成28年度	14,763,051	97.00	12,184,683	97.45
平成29年度	14,578,296	98.75	12,052,641	98.92



(2) 一人当たりの医療費及び一人当たりの保険給付費

(単位：円)

年 度	1人当医療費		1人当保険給付費	
		対前年度比		対前年度比
平成25年度	305,874	103.25	248,938	103.57
平成26年度	309,755	101.27	252,285	101.34
平成27年度	328,875	106.17	270,179	107.09
平成28年度	333,560	101.42	275,304	101.90
平成29年度	345,400	103.55	285,560	103.73

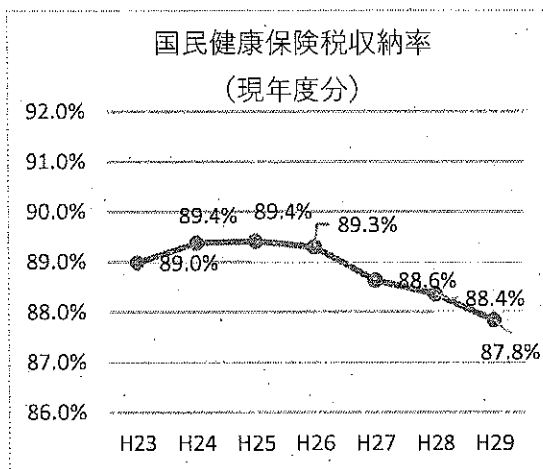
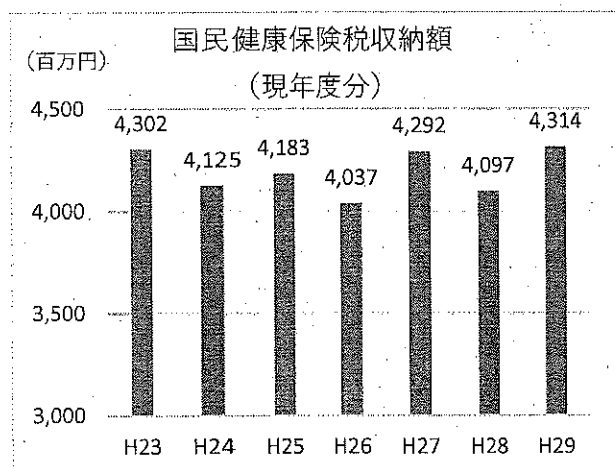


3 国民健康保険税の状況

(1) 国民健康保険税収納額等の状況

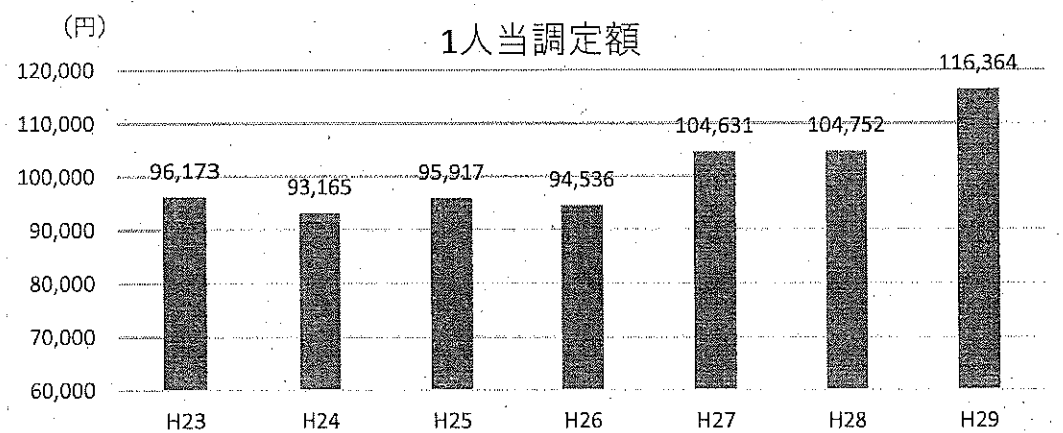
(単位：千円)

年 度	現年度分			滞納繰越分		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
平成25年度	4,678,530	4,183,432	89.42%	1,942,215	380,386	19.59%
平成26年度	4,521,203	4,037,405	89.30%	1,832,179	383,371	20.92%
平成27年度	4,842,017	4,291,909	88.64%	1,694,210	346,121	20.43%
平成28年度	4,636,214	4,096,621	88.36%	1,718,015	333,907	19.44%
平成29年度	4,911,355	4,314,111	87.84%	1,724,638	313,243	18.16%



(2) 一人当たりの調定額 (単位：円)

年 度	1人当調定額	対前年度比
平成25年度	95,917	102.95
平成26年度	94,536	98.56
平成27年度	104,631	110.68
平成28年度	104,752	100.12
平成29年度	116,364	111.09

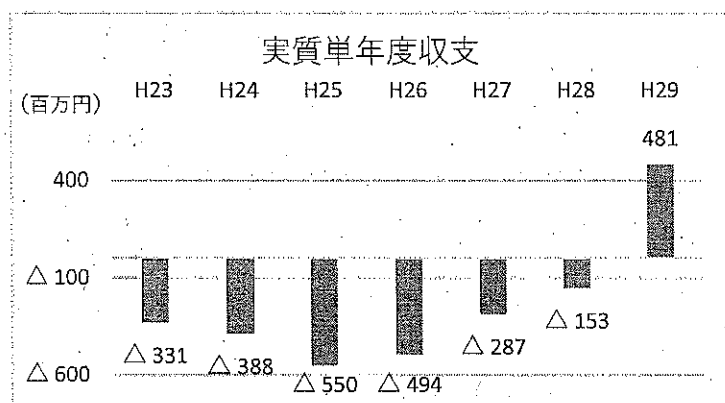


4 国民健康保険の財政状況

(1) 実質単年度収支

(単位：千円)

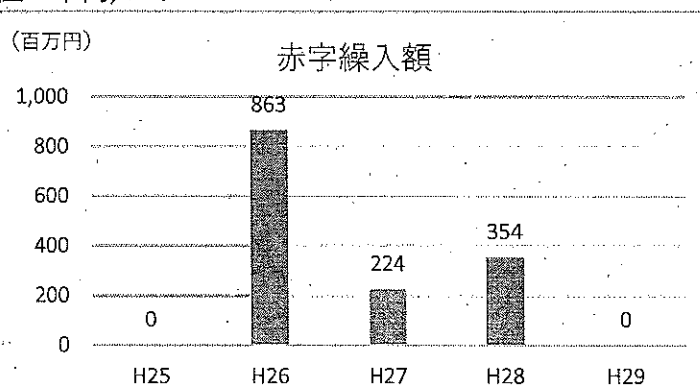
年 度	歳入合計	歳出合計	歳入歳出差引	当該年度以外の収支	実質単年度収支
平成25年度	16,651,968	16,507,849	144,119	694,270	△ 550,151
平成26年度	19,239,988	18,755,484	484,504	978,953	△ 494,449
平成27年度	21,369,263	21,012,344	356,919	643,791	△ 286,872
平成28年度	21,442,847	20,825,410	617,437	769,983	△ 152,546
平成29年度	21,982,424	21,006,586	975,838	494,473	481,365



※実質単年度収支は、歳入歳出差引から前年度繰越金、国庫支出金等精算額、法定外一般会計繰入金、基金繰入金等の当該年度本来の収支以外の経費を差引いた単年度の実質的な収支額。

(2) 一般会計からの赤字繰入額 (単位：千円)

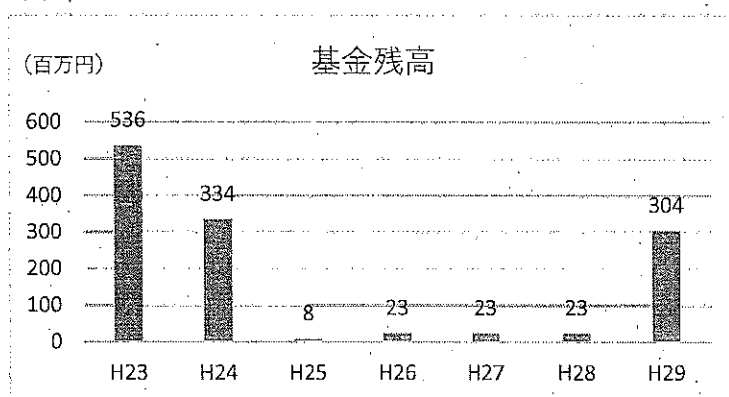
年 度	赤字繰入額
平成25年度	0
平成26年度	863,205
平成27年度	223,738
平成28年度	353,606
平成29年度	0



(3) 保険財政調整基金残高 (単位：千円)

年 度	基金残高
平成25年度	7,708
平成26年度	22,521
平成27年度	22,531
平成28年度	22,545
平成29年度	303,633

※年度末の基金残高



5 国民健康保険税率の推移

平成22年3月29日～

	栃木	大平	藤岡	都賀	西方
所得割	5.7%	6.9%	6.4%	6.5%	6.0%
資産割	29.0%	22.0%	28.4%	27.0%	24.0%
均等割	23,000円	24,000円	21,200円	18,000円	25,000円
平等割	24,500円	15,000円	20,000円	16,800円	24,500円
限度額	470,000円				
所得割	2.2%	2.0%	1.6%	1.7%	1.5%
資産割	10.0%	10.0%	7.0%	7.0%	6.8%
均等割	5,000円	7,000円	5,300円	5,000円	8,500円
平等割	5,500円	4,000円	5,000円	3,600円	7,000円
限度額	120,000円				
所得割	2.0%	1.4%	1.5%	1.7%	1.4%
資産割	7.2%	5.4%	4.6%	6.0%	3.0%
均等割	8,500円	6,200円	7,000円	8,000円	9,000円
平等割	6,500円	4,800円	5,000円	6,000円	7,000円
限度額	90,000円				
所得割	9.9%	10.3%	9.5%	9.9%	8.9%
資産割	46.2%	37.4%	40.0%	40.0%	33.8%
均等割	36,500円	37,200円	33,500円	31,000円	42,500円
平等割	36,500円	23,800円	30,000円	26,400円	38,500円
限度額	680,000円				
医療分					
後期分					
介護分					
計					



平成24年4月1日～

	栃木	岩舟
所得割	6.6%	7.0%
資産割	14.0%	26.0%
均等割	24,000円	24,000円
平等割	23,500円	23,000円
限度額	500,000円	
所得割	2.0%	2.1%
資産割	3.0%	7.0%
均等割	5,000円	6,500円
平等割	4,500円	6,000円
限度額	130,000円	
所得割	1.5%	1.6%
資産割	3.0%	4.0%
均等割	7,000円	8,000円
平等割	5,000円	6,200円
限度額	100,000円	
所得割	10.1%	10.7%
資産割	20.0%	37.0%
均等割	36,000円	38,500円
平等割	33,000円	35,200円
限度額	730,000円	
医療分		
後期分		
介護分		
計		



平成27年4月1日～

	栃木
所得割	7.4%
資産割	11.0%
均等割	27,000円
平等割	24,000円
限度額	510,000円
所得割	2.9%
資産割	3.0%
均等割	9,000円
平等割	7,500円
限度額	160,000円
所得割	1.6%
資産割	3.0%
均等割	8,000円
平等割	7,000円
限度額	140,000円
所得割	11.9%
資産割	17.0%
均等割	44,000円
平等割	38,500円
限度額	810,000円
医療分	
後期分	
介護分	
計	



平成29年4月1日～

	栃木
所得割	8.2%
資産割	5.0%
均等割	30,000円
平等割	26,000円
限度額	540,000円
所得割	3.0%
資産割	1.5%
均等割	11,500円
平等割	9,000円
限度額	190,000円
所得割	2.6%
資産割	1.5%
均等割	12,000円
平等割	9,000円
限度額	160,000円
所得割	13.8%
資産割	8.0%
均等割	53,500円
平等割	44,000円
限度額	890,000円
医療分	
後期分	
介護分	
計	

6 県内各市町の国民健康保険税率(平成30年度)

		医療分				後期高齢者支援分				介護分			
		所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
		(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)
1	宇都宮市	6.36		25,900	19,000	2.55		9,800	7,200	2.07		10,500	6,400
2	足利市	7.00	0.00	26,400	18,600	2.00	0.00	7,800	4,200	1.90	0.00	8,400	4,800
3	栃木市	8.20	5.00	30,000	26,000	3.00	1.50	11,500	9,000	2.60	1.50	12,000	9,000
4	佐野市	6.60	0.00	25,200	18,000	2.40	0.00	8,400	7,200	2.10	0.00	10,800	6,000
5	鹿沼市	6.80	0.00	20,400	17,400	2.50	0.00	8,400	6,600	1.70	0.00	9,000	4,800
6	日光市	7.00	0.00	22,000	24,000	2.60		8,000	10,000	2.10		7,000	8,500
7	小山市	6.90	0.00	27,000	22,000	2.50	0.00	8,500	6,000	2.00	0.00	8,000	6,500
8	真岡市	7.00	19.00	25,000	23,000	1.90	4.50	8,000	7,000	1.90	3.00	8,500	7,000
9	大田原市	5.50		32,000		2.00		12,000		1.50		14,000	
10	矢板市	6.30	0.00	24,900	18,200	2.40	0.00	9,700	7,100	2.00	0.00	10,300	4,800
11	那須塩原市	7.90	0.00	21,000	19,000	2.00	0.00	5,900	6,100	2.00	0.00	8,000	4,900
12	上三川町	7.60		29,000	26,000	2.20		9,000	6,000	1.90		15,000	
13	益子町	6.20	32.00	18,000	20,000	1.60	8.00	5,000	5,000	1.50	3.80	8,200	6,200
14	茂木町	6.50	27.00	20,000	21,000	1.90	8.70	5,000	5,200	1.90		8,000	6,500
15	市貝町	4.80	13.00	16,700	15,700	2.40	7.00	8,000	7,500	1.80		9,300	4,800
16	芳賀町	6.70	10.00	26,000	29,000	2.00		7,000	8,200	1.70		8,200	6,000
17	壬生町	7.90	16.50	24,400	22,800	1.80	4.00	5,600	5,200	1.30	2.20	6,000	4,000
18	下野市	6.30		28,800	20,400	2.20		9,600	6,000	1.90		12,000	3,000
19	野木町	6.40	33.00	22,000	22,000	1.50	7.00	6,200	6,200	1.30	4.30	6,000	6,000
20	塩谷町	7.20	0.00	27,000	21,000	2.60	0.00	9,400	6,800	1.80	0.00	8,000	3,600
21	さくら市	6.90	0.00	25,000	23,500	2.00	0.00	8,400	7,400	1.90	0.00	8,700	7,000
22	高根沢町	8.20		26,000	23,500	3.00		9,000	8,400	2.00		8,000	6,000
23	那須烏山市	6.80	0.00	23,500	21,000	2.40	0.00	7,500	6,000	1.90	0.00	7,800	7,000
24	那珂川町	6.20	0.00	24,000	21,000	2.50	0.00	10,000	7,000	2.00	0.00	10,000	6,000
25	那須町	7.70	0.00	25,600	22,000	2.00	0.00	6,000	5,400	1.90	0.00	8,400	5,600

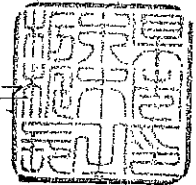
... 税率を改定した市町



栃市保第247号
平成30年6月11日

栃木市国民健康保険運営協議会
会 長 永 田 武 志 様

栃木市長 大 川 秀 子



国民健康保険事業運営について（諮問）

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本市国民健康保険事業につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、国民健康保険事業運営に関し、下記事項について諮問いたしますので、ご審議のうえ答申くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 国民健康保険税率の見直しについて
- 2 課税限度額の引き上げについて

生活環境部保険医療課国保係
大阿久・野中
TEL 0282-21-2131

《諮問の主旨》

国民健康保険を将来にわたり安定的かつ持続的な制度とするための制度改革が行われ、平成30年度から毎年3,400億円の財政支援が行われるとともに、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的な役割を担うこととなりました。

これに伴い、県は保険給付費等の見込みを立て、医療費水準や所得水準に応じた各市町の国保事業費納付金を決定し、市町はこれを納付するとともに、県は保険給付費の支払いに必要な額を全額市町に交付する新たな仕組みがスタートしました。また、県は、納付金の支払いに必要な額を確保するための標準保険料率を算定し、市町は、標準保険料率を参考に保険税率を決定することとなったところです。

本市においては、保険財政調整基金の残高が僅かであり、保険財政を健全に運営するための財政調整機能を十分に果たすことができない状況にあったことから、平成30年度については、現行税率を据え置き、基金を一定規模以上確保した段階で、あらためて検討することとしたところです。

平成29年度末の基金残高は約3億円ありますが、平成29年度の決算剰余金等により、平成30年度中に一定規模の基金積立の目処がついたことから、平成31年度の国民健康保険税率の見直し及び課税限度額の引き上げについて検討する必要がありますので、慎重なご審議のうえ、答申くださいますようお願い申し上げます。

